

第17回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議録

招集年月日	平成16年5月28日(金)					
招集の場所	三崎町民会館 4階大会議室					
開会日時及び宣告	平成16年5月28日	午後2時00分	議長	井上善一		
閉会日時及び宣告	平成16年5月28日		午後2時46分			
会議録署名委員	篠川晴子		宮下寛		村市忠	
会長	井上善一					
副会長	中元清吉					
副会長	宮本征士					
委員	氏名	出欠等	氏名	出欠等	氏名	出欠等
	谷藤公敏		坂本竹市		阿部吉馬	
	上野守		大久保光留		松下均	
	小泉和也		阿部道忠		中村敏彦	
	田丸喜一	×	二宮英喜		小林絹久	×
	田中康司		阿部好晴		福田一郎	
	山口和哉		山本眞平		清水智素子	
	篠川晴子		宮下寛		福島三郎	
	井上喜樹		井戸本昭夫		中田幸藏	
	樋田剛		石崎照夫		西谷傳	
	小林栄喜		梶原磯雄	×	其田稔	×
	木下清		井上喜代男		清家慎太郎	×
	古田宇佐彦		河野ヤヨイ		小松道夫	
	二宮定正		藤村泰昭		村市忠	
	藤井順子		宮本敏光	×	梶谷吉幸	
	田縁柳太郎		谷口利治	×	西川一彌	
	中藤勇		佐々木喜美香		小林文夫	
	藤田昭作					
顧問	高門清彦	×				
幹事長	畑中芳久					
副幹事長	清水博義					
	門田勲					
幹事	濱口市作		森口又兵衛		阿部松壽	
	山下和彦		近田三郎		阿部一寿	
合併協議会事務局	増田愛明		山本桂二		坂本明仁	
	加藤克馬		三好要		竹内元昭	
	河上芳輝		明神千登勢			
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					
傍聴人の数	4人					

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

4 . 議事

報告

報告第29号 各小委員会報告について

協議

（継続協議）

協議第34号 各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについて

協議第35号 各種事務事業(農業振興事業)の取扱いについて

（新規協議）

協議第36号 各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについて

協議第37号 各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについて

協議第38号 各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについて

その他

学校給食センターの改修等事業について

合併調印までのスケジュールについて

第18回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . その他

6 . 副会長（伊方町長）あいさつ

7 . 閉 会

<p>協議会事務局長</p>	<p>失礼いたします。御一同様御起立ください。礼。御着席ください。</p> <p>本日は大変お忙しい中、御参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定により出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただ今から伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会第17回会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>井上会長</p>	<p>それでは、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>初夏の風薫る大変すがすがしい、いい気候に恵まれました。中でも今日は初夏を思わせるような暑い日でありますけれども、それぞれ御多忙の中、3町の委員の皆様方におかれましては、御出席をいただきまして、第17回を数えませ協議会が開催されますことを、まず厚くお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>本協議会も皆様御案内のように、大きく22の協議項目というものがございます。うち、基本的協議項目というものが5点ございます。これは合併の方法、あるいは時期、事務所の位置、新町の名称、そして財産の取扱い、これが基本の5項目であり、この5項目につきましては、既に確認をいただいております。そして、あと17項目が大きく協議を要する項目であり、その17のうち、もう大半は協議が整っておりますし、前回4月の協議会におきまして、新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について御確認をいただきまして、現在、県の方で事前協議、そして正式協議という手続をいただいております。</p> <p>もう一点の未協議の案件は、町議会議員の任期及び定数の取扱いという項目がございます。この2つがこの協議会で未確認の協議項目でありますけれども、それ以外につきましては、事務事業の様々なすり合わせというのは当然でございますけれども、大きくはそういう2つが残っておるという状況でございます。そういう意味では、大変この協議というのも大詰めといい</p>

協議会事務局長	<p>ますか、ほぼ固まりつつある中でございます。ひとつ、お互いの未確認の協議項目につきましては、我々この51名の委員の問題の意識を共有いたしまして、何とか円満な解決ができるように皆様方の一層の御指導、御協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。</p>
井上会長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これよりの議事進行は、規約第10条の規定によりまして、井上会長に進めていただきますのでよろしく願いいたします。</p>
井上会長	<p>それでは、規約の定めによりまして、私の方で議事を進めさせていただきますのでよろしく願いを申し上げます。</p> <p>会議次第3番の会議録署名人の指名についてお諮りいたします。</p> <p>会議録署名人の指名は、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
宮下委員長	<p>では、本日の会議録署名人に伊方町の篠川晴子委員、瀬戸町の宮下寛委員並びに三崎町の村市忠委員を指名いたします。よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>最初に、報告から願いをいたします。</p> <p>本日の報告は1件でございます。</p> <p>報告第29号小委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>住民小委員会宮下委員長の方から御報告をお願いいたします。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について御報告いたします。</p> <p>開催日時、平成16年4月27日火曜日、午後1時30分から1時50分。開催場所、伊方町民会館3階研修室。出席者、委員11名、欠席1名、事務局4名。</p> <p>審議の経過。</p> <p>議題1、新町名称候補応募作品の懸賞の抽選について。</p> <p>新町名称の決定を受けて、応募作品の懸賞の抽選について審</p>

井上会長	<p>議を行い、公募の際に発表した賞・副賞を次のとおり贈呈することを決定しました。</p> <p>名付け親大賞、「伊方町」に応募した人の中から1名に贈呈する。</p> <p>名付け親賞、「伊方町」に応募した人の中から10名に贈呈する。</p> <p>アイデア賞、小委員会における第2次審査にて選ばれた20作品(「伊方町」を除く。)を対象に各1名、計20名に贈呈する。</p> <p>なお、各賞の抽選につきましては、委員が公平公正に抽選を行い、別紙のとおり決定いたしました。別紙をお目通し願ったらと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、以上住民小委員会から審議の経過の報告がございました。これにつきまして、御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、住民小委員会からの報告を閉じさせていただきます。</p> <p>次に、協議事項を議題といたします。</p> <p>本日の協議は、継続協議2件と新規協議3件でございます。</p> <p>まず、継続協議から議題といたします。</p> <p>協議第34号各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについてを協議議題といたします。</p> <p>この議題につきましては、前回の協議会において提案済みであります。委員さんにおいて御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第34号各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについては原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。ありがとうございました。それでは御確</p>

井上会長	<p>認をいただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第35号各種事務事業(農業振興事業)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>この議題につきましても、前回の協議会において提案済みであります。委員の皆様方で御意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特に御意見もないようでございますので、協議を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第35号各種事務事業(農業振興事業)の取扱いについては原案のとおり確認済みとさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。それでは御確認をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に新規の協議事項について議題といたします。</p>
調整第1班長	<p>協議第36号各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。</p> <p>資料は3ページをお願いいたします。</p> <p>協議第36号各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについて、各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについて次のとおり提出する。</p> <p>平成16年5月28日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>各種事務事業(各種福祉事業)の取扱いについて。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、老人クラブ活動費助成事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後速やかに組織の意向を尊重し、組織の一元化、再編に向けて調整する。 2、敬老会行事助成事業については、合併時に統合する。 3、老人保護措置事業については、国県が定める法令要綱等

に準拠しながら合併までに調整する。

4、在宅介護支援センターについては、4つの施設を地域型として新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら新町において再編する。

5、高齢者福祉給付金等事業については、長寿祝金支給事業として合併後速やかに調整する。

6、生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、国県の定める法令要綱等に準拠しながら新町において再編する。

7、出産祝金等支給事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。

8、はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業については、合併時に統合を図るため、合併までに調整する。

9、上記以外の福祉事業のうち、国や県の補助事業等については、現行のまま新町に引き継ぎ、法令要綱等に準拠しながら新町において再編する。

また、町単独事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

次のページをお願いいたします。

資料上段の調整の内容につきましては、先ほどの内容と重複いたしますので省略し、事務事業ごとの現況や課題、具体的な調整方法について説明をさせていただきます。

まず最初に、老人クラブ活動費助成事業ですが、3町の老人クラブの状況を掲載いたしております。3町で4,226名の方が会員として加入されており、スポーツ活動や研修会等の文化活動、地域の清掃等の奉仕活動を展開されております。

老人クラブ活動の主たる財源といたしましては、町からの補助金であります。この補助金につきましては、国や県からの財政支援もされております。

この老人クラブ活動費助成事業につきましては、先に確認をいただいております公共的団体の取扱いの調整方針及び補助金交付金の取扱いの調整方針を受けまして、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後速やかに組織の意向を尊重し、組織の一元化、再編に向けて調整するという調整方針といたしております。

なお、先の団体への意向調査の結果といたしまして、各町老人クラブからは合併後、統合するよう努めるとの回答をいただいております。

次のページをお願いいたします。

敬老会行事助成事業といたしまして、3町ともに各地区が実施する敬老会行事の費用の一部を助成するとともに、長寿者等に対して各種祝金、記念品等を贈呈いたしております。地区への助成額、記念品贈呈の対象者等について、各町間で違いがありますので、合併時に統合するという調整方針といたしております。

なお、具体的金額等につきましては、伊方町の額をもとに調整いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

長寿者祝金につきましては、次のページ、高齢者福祉給付金等支給事業の項目にて説明をさせていただきます。

次に老人保護措置事業をお願いいたします。

この事業につきましては、目的を掲載いたしておりますが、一言でいいますと、養護老人ホームへの入所措置の事業であります。従来は、特別養護老人ホームの入所も市町村の措置事業として実施されておりましたが、介護保険の導入で特老の入所が措置から外れましたので、現在は養護老人ホームへの入所措置のみとなっております。現在、3町で25名の方を入所措置しており、合併後も引き続き措置する必要がありますので、国県が定める法令要綱等に準拠しながら、合併までに調整するという調整方針といたしております。

なお、入所判定委員会は、新町において設置する必要がありますので、合併後に委員の選任等を行い、再編することになります。

次のページをお願いいたします。

在宅介護支援センター運営事業につきましては、現在、伊方町では地域型支援センターを1カ所、伊方町社会福祉協会つわぶき荘への委託方式により実施いたしております。瀬戸町では、地域型支援センターを2カ所、社会福祉協議会と民間の社会福祉法人瀬戸あいじゅへ委託して実施いたしております。三崎町につきましては、他の2町と違っており、基幹型の支援セ

ンターを町が設置し、直営にて運営いたしております。

在宅介護支援センターにつきましては、基幹型支援センターと地域型支援センターでは役割に違いがあり、末端組織として地域型、そしてそれを支援する施設として基幹型支援センターが位置付けられております。新町におきましても、町民の在宅介護に関する総合的な相談窓口、介護等に関する各種の保健福祉サービスの総合調整のための機関として、在宅介護支援センターは設置する必要がありますので、現在の三崎町の基幹型支援センターを合併時に地域型に切り替えた上で、4つの施設を新町に引き継ぐことといたしております。

なお、新町におきましては、運営は委託方式で統一を図り、基幹型の支援センターの設置につきましては、その必要はあるわけですが、地域型支援センターとの支援、連携体制を合併時に整備するためには、その具体化のための検討、調整を行う十分な時間がないため、当面は役場担当課内に係を設置してその役割を担当し、支障が生じないように措置した上で、地域の実情等を考慮して、新町における基幹型支援センターの整備方針を策定することといたしております。

次に、高齢者福祉給付金等支給事業ですが、伊方町は長寿祝金として、そして瀬戸町、三崎町の両町は福祉給付金として位置付けております。

支給内容は資料のとおりであります。この制度につきましては、名称は伊方町の長寿祝金、支給内容につきましては瀬戸町の内容に統一することといたしております。

次に、生きがい活動支援通所事業ですが、この事業は介護予防のための事業として、介護保険の利用対象とならない方で、要介護状態になるおそれのある在宅介護者をデイサービス事業を通じて介護予防を図る事業でありまして、各町デイサービスセンターにおいて事業を実施いたしております。

事業の実施につきましては、新町においても引き続き実施する必要がありますが、国県の定める法令要綱等に基づいて実施しているものであり、制度の改正により大きく影響されるものでありますから、それに準拠しながら再編を図ることといたしております。

なお、利用者が負担する利用料につきましては、各町間で違いがありますので、介護保険の単価を一定の基準として調整することといたします。

出産祝金等支給事業につきまして、次のページをお願いします。

伊方町と瀬戸町におきまして、少子化対策及び定住促進を目的に第3子以降の出生児に祝金及び奨励金を支給いたしております。伊方町の出産祝金につきましては、出生時に30万円、6歳までの誕生日ごとに10万円、小学校への就学時に10万円、合計100万円の支給を行っています。瀬戸町の子育て奨励金支給事業につきましては、出生時に一時金として20万円を支給し、その後小学校入学までの間、月1万円を支給するという規定になっておりますが、児童手当支給期間中は支給の制限を行う規定がありまして、近年の児童手当制度の充実によって毎月児童手当が支給されておりますので、現在、この月額1万円の奨励金は支給されておられません。この2町の制度につきましては、合併時に伊方町の制度に統合するという調整方針といたしており、経過措置を設けまして、新町発足時、既に就学前の児童を養育している方に対しましても、誕生日祝金及び就学祝金の支給対象とすることにいたしております。

次に、はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業であります。この制度につきましても、伊方町と瀬戸町において実施している事業で、町民の健康保持増進と福祉の向上を図ることを目的に施術費用の助成を行っているものであります。

伊方町の制度は、町内65歳以上の方を対象に、施術に要した費用の2分の1相当額を限度として、月3回を限度に助成を行っております。瀬戸町では、町内40歳以上の方を対象に、施術1回につき800円を助成し、1人につき年間12回を限度として利用できるという制度といたしております。

調整方針といたしましては、合併時に統合することといたしまして、町内40歳以上の方を対象に、年齢区分を設けて64歳までの方は1回につき800円、65歳以上の方は1,500円を助成、利用回数は年間24回までという内容で調整を図る予定といたしております。

井上会長	<p>資料3ページにお戻りください。</p> <p>最後に、9番の調整方針について説明させていただきます。</p> <p>先ほど、個別に説明した事業のほか、福祉関係事業につきましては、多種多様の補助事業や町が独自に実施している事業があります。それらにつきまして、包括して調整方針として表現させていただいておりますのが9番の調整方針であります。</p> <p>国や県の補助事業等については、現行のまま新町に引き継ぎ、法令要綱等に準拠しながら新町において再編を図ります。</p> <p>また、町単独事業につきましては、現行のまま新町に引き継いだ上で、合併後速やかに調整するという調整方針といたしております。</p> <p>以上、各種福祉事業につきまして9つの基本的な調整方針を提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、事務局から各種福祉事業の取扱いについての説明がございましたが、御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長 調整第1班長	<p>特にないようでございますので、事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>では次に、協議第37号各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい、失礼します。</p> <p>資料は8ページをお願いいたします。</p> <p>協議第37号各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについて次のとおり提出する。</p> <p>平成16年5月28日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>各種事務事業(保育所運営事業)の取扱いについて。</p> <p>1、保育所、保育園事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするが、国や県の補助金廃止の動向を踏まえ、新町において調整する。</p>

施設の名称については、「保育所」に統一する。

新町において保育所の適正配置に関する指針を策定し、統廃合について検討する。

保育料については、合併時に伊方町の例により統一する。

給食事業は、現行のまま新町に引き継ぎ、保護者負担金については、合併時に統一する。

次のページをお願いいたします。

調整の内容につきましては、先ほど読み上げましたとおりですが、まず、現況や課題等についての説明をさせていただき、その後、この調整方針の考え方についての説明をさせていただきます。

それではまず最初に、3町の保育所、保育園の現状につきましての表を御覧ください。

伊方町は5つの保育所を設置しており、入所定員240名に対し164名の児童が通園いたしております。瀬戸町は4つの保育園で150名の定員に対し54名、三崎町は2つの保育園で105名の定員に対し77名が通園いたしております。御覧のように、九町保育所を除いたすべての保育園で定員割れが生じている状況であります。

次に、保育所に勤務する職員の数であります。伊方町が38名、瀬戸町が16名、三崎町が15名の職員配置をいたしております。このうち、一般職員46名につきましては、すべて新町に引き継ぐという調整方針を先に確認いただいております。

次に、保育所の運営費といたしまして、平成15年度の実績を掲載いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

ここで問題となりますのが、本年度から国県の補助金が廃止されたという点でありまして、平成15年度の交付額の実績で見ますと、3町での国と県の補助金の合計額は1億300万円でありましたので、今年度から各町におきましてその不足する財源の対応を求められているところであります。

ここで、最初に読み上げました調整方針との関係を説明させていただきますが、調整方針の策定のポイントといたしましては、まず1点目が保育所、保育園事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとするということ。更に2点目は、国や

県の補助金廃止の動向を踏まえて新町において調整するという点を掲げております。

この考え方につきましては、先ほど申し上げましたように、国県の補助金が廃止されたことに伴いまして、今年度から保育所を運営するための財政事情が大きく変化している状況にあります。しかしながら、一方では保育所を設置、運営するための基準、条件といたしましては、今までどおり、施設の規模、面積、有する機能、更には保母等の人員の配置基準等については、細かく法令等で定められており、それらは今のところ緩和されていない状況であります。したがって、財政運営が困難であるからといたしまして、法令の基準を無視した運営費の削減、それから人的配置等の合理化等は図れない状況にあります。よって、今年度の各町で取り組みされております健全運営のための方策等の結果を踏まえた上で、更には来年度以降の国や県の法令の改正等の動向も流動的でありますので、それらを見まして新町において調整するという調整方針とさせていただいております。

具体的な調整方法の1点目といたしましては、施設の名称は「保育所」に統一することになります。

2点目は、入所定員に対し、入所児童数が非常に少ない保育所もありますので、過去に伊方町で行っております保育所の統廃合の実績も考慮いたしまして、新町において保育所の適正配置に関する指針を策定し、統廃合について検討することといたしております。

次のページをお願いいたします。

3点目は保育料であります。保育料の設定につきましては、3町それぞれその金額設定には今までの経緯があり、調整方針の審議には専門部会や幹事会で時間を費やしたところがあります。不均一での保育料の設定についても検討いたしましたが、現在、保育所への入所につきましては、保護者の希望によりその入所する保育所の指定が可能となっております。同じ町内で同じ保育サービスを受けながら、保育料に差が生じることになりましたら、保育料の安い保育所を希望するということは当然のことであり、施設間での公平性に問題も生じて参ります。

井上会長	<p>また、保育サービスの対象は新町の将来を担う児童であり、その健全な育成と子育ての支援の面からも考慮いたしまして、保育料につきましては、保育所の統廃合をはじめ健全な財政運営についての取り組みを進めていくということを前提といたしまして、合併時に伊方町の例により統一するという調整方針とさせていただきます。</p> <p>次に、保育所の給食事業であります。保育所ではそれぞれの施設で給食の提供を行っており、現行のまま新町に引き継ぐことといたしますが、給食費の保護者負担金につきましては、3町間で相違がありますので、合併時に統一することといたしております。</p> <p>最後に、保育所地域活動連絡協議会につきましては、保育所の保護者会を母体とした公共的団体であります。先の公共的団体の意向調査におきまして、合併後統合するように努めるとの回答をいただいておりますので、将来一本化に向けて調整することになります。</p> <p>以上、保育所運営事業について、1つの基本的調整方針とからまでの4つの具体的方針について提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局より保育所運営事業の取扱いについての説明がございましたが、御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、本案件につきましても事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>では次に、協議第38号各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。</p> <p>資料は11ページをお願いします。</p> <p>協議第38号各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについて、各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについて次のとおり提</p>
調整第1班長	

出する。

平成16年5月28日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。

各種事務事業(人権対策事業)の取扱いについて。

1、隣保館事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において国県が定める隣保館設置運営要綱等に準拠しながら調整する。

2、人権擁護委員については、現行のまま新町に引き継ぎ、関係機関と協議の上、存続の方向で調整する。

次のページをお願いいたします。

隣保館事業についてであります。伊方町の欄を御覧ください。伊方町は隣保館を設置いたしております。隣保館は、住民の経済的、文化的生活の向上並びに社会福祉の増進を図る目的を持って設置された施設であり、その事業といたしまして、生活と相談及び生活改善指導に関することや、職業指導及び授産事業等、資料に掲載の事業を展開いたしております。

次に、三崎町の欄を御覧ください。三崎町では、隣保館事業の中の地域相談事業を実施しており、生活相談員を1名設置いたしております。活動内容につきましては、隣保館設置事業でありますので、伊方町の活動と同様の記載となっております。

両町で実施いたしております隣保館事業につきましては、運営費に対する国や県からの財政支援もあり、今後も継続して各種事業を実施するため、現行のまま新町に引き継ぎ、国県が定める隣保館設置運営要綱等に準拠しながら調整するという調整方針といたしております。

次に、人権擁護委員の活動についてであります。人権擁護委員は法務大臣が各町ごとに委嘱しており、伊方町に3名、瀬戸町と三崎町にそれぞれ2名、計7名が委嘱されております。活動内容は、人権週間における啓発活動や定期的な人権相談の開催となっており、新町におきましても引き続き活動を展開する必要がありますので、現行のまま新町に引き継ぎ、法務局等関係機関と協議の上、存続の方向で調整することといたしております。

以上、人権対策事業につきましてよろしくをお願いいたします。

井上会長	<p>以上、説明がございましたことにつきまして、御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>では次に、その他に入ります。</p> <p>その他の1番、学校給食センター改修等事業についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
調整第1班長	<p>失礼します。</p> <p>資料は13ページをお願いいたします。</p> <p>学校給食センター改修等事業について。</p> <p>まず1番目に、学校給食センター改修等事業の目的といたしましては、平成15年12月15日開催の第12回合併協議会におきまして確認された調整方針に基づきまして、新町において町内すべての小中学校において給食が実施できるように、合併までに環境整備を行うことを目的に、平成16年度合併までの間に学校給食センター及び小中学校の施設を改修するとともに、必要な備品を購入して体制整備を図ることを目的といたしております。</p> <p>2番目に、改修等事業の実施内容及び事業費につきましては、全体の事業を2つに区分して説明させていただきます。</p> <p>まず最初に、といたしまして、合併推進事業として国の支援を受けて行う事業として、起債の対象となる部分について説明をいたします。</p> <p>合併推進事業として対象になりましたら、事業費の90%を合併推進債で充てることができ、その元利償還金の50%が交付税に算入されることとなります。</p> <p>概算事業費につきましては、瀬戸町給食センターの改修及び備品購入に5,790万円、伊方町給食センターの改修工事に1,709万6,000円、三崎町学校改修工事に940万円、合計8,439万6,000円を予定いたしております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>といたしまして、町単独事業分で財政支援がない部分につ</p>

	<p>いて掲載いたしております。学校改修工事が420万2,000円、給食センターの備品購入が1,153万1,000円、設計業務の委託料が300万円、合計1,873万3,000円の予定といたしております。</p> <p>この町単独事業分につきましては、一応、国県に申請したわけですけれども、起債の対象としてそれぞれ小さな備品でありますとか、小さな改修工事の部分が対象外となって町単独事業となったものであります。</p> <p>なお、瀬戸町の給食センターの主な工事内容につきましては、三崎町への給食をつくるための改修、それからそれに伴う浄化槽等の設置工事、伊方町につきましては、瀬戸町の給食センターと合わせた給食センターの設備の基準等の均一化を図るための改修工事等を行う予定といたしております。</p> <p>3番目に、事業の実施方法につきましては、まず1番目としまして、3町の共同事業、合併推進事業として瀬戸町が幹事町、実施主体となって実施をいたします。2番目に、事業に係る経費については、3町で均等に負担するものといたしております。ということで、各町負担額は3,437万6,000円となり、その財源内訳といたしましては、合併推進債での借入れが2,530万円、一般財源は907万6,000円を予定いたしております。3番目に、事業は平成16年度事業として学校の長期休暇期間中に実施する予定といたしております。4番目、その他といたしまして、現在合併推進事業として国県との協議中であり、事業内容や概算事業費等について、今後変更の可能性があるので、御了承をいただきたいと思っております。</p> <p>以上、学校給食センターの改修等事業の実施について、現段階での報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、学校給食センター改修等事業についての説明がございましたが、何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>特にないようでございますので、学校給食センター改修等事業</p>

<p>井 上 会 長</p>	<p>については、事務局が説明したとおり、今後事業を進めていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ありがとうございました。</p> <p>その他2番、合併調印までのスケジュールについてと、3番、第18回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程については、それぞれ関連がございますので、一括して議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
<p>協 議 会 事 務 局 長</p>	<p>失礼します。</p> <p>15ページを御覧ください。</p> <p>合併調印までのスケジュールということで、今後の手順を示しております。</p> <p>今後の手順としましては、第18回の合併協議会、それからその後住民説明会、その後、もう一度合併協議会を開いて最終確認、そして調印式という手順であります。その後、各町に廃置分合の議決をしていただき、最終的に県知事の方に申請をするという手順であります。</p> <p>次に、16ページでは協議項目の協議経過を示しています。</p> <p>昨年7月に三崎町が合流してから10回の協議会を開催して参りました。その間、委員の皆様の御協力により、協議項目の大部分について協議が整い、いよいよ大詰めを迎えるに至って参りました。御覧のように、残っておりますのは網掛けをいたしております2件であります。初めにこの2件の進捗状況から説明させていただきます。</p> <p>新町建設計画については、県との事前協議及び正式協議の手続を進めることについて御決定をいただき、4月28日に関係書類の提出を済ませています。その後の状況は、県としても精力的に取り組んでいただいております。地方局の審査が終わり、本課へ進達されているとのこととあります。手続が完了次第、回答があるものと考えています。</p> <p>次に、町議会議員の任期及び定数の取扱いにつきましては、4月27日の第16回合併協議会において小委員会報告がなされているとおりでありますが、これについても今後更に関係各位の御理解、御協力をいただくことによって、早期に円満な御</p>

	<p>決定をいただけるものと信じています。いずれにいたしましても、新町建設計画が県より異議なき旨の回答が出た時点には、すべての協議が整っているということが望ましい状態ではないかと思っています。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後のスケジュールを考えてみますと、県からの回答がいつになるかが大きなポイントではないかと思います。ただし、6月には県議会などもありますので、その回答は7月にずれ込む可能性もあります。そこで第18回の合併協議会の開催は、これらの協議が整った後にいたしたいと考えています。</p> <p>もう一点は、7月に入りますと、瀬戸町の議会議員選挙があります。幹事会としてはこのような状況を踏まえて日程調整の検討をしていますが、現在のところ確定して御報告するまでには至っていません。そこで、第18回合併協議会の開催日を含めた今後の日程につきましては、幹事会に一任させていただき、確定後御連絡させていただきたいと考えております。どうかよろしく御協議をお願いいたします。</p>
井上会長	<p>ただ今調印までのスケジュール等、第18回の協議会の日程等について事務局の方から説明がございましたが、何か御質疑、御意見ございませんでしょうか。</p>
上野委員	<p>はい。</p> <p>今の説明では、瀬戸町さんの議員の選挙もどうもあるようですが、大体この7月以降のという指名しておる日にちは決定してないんですが、それで、そこで仮に定数を決めると、それをしないと間に合わないということですか。</p>
井上会長 協議会事務局長	<p>事務局。</p> <p>間に合わないということではなくて、私たちの考えとしましては、県から新町建設計画の回答をいただいた時点では、一応すべて整っておるという状態に持って行っていただきたいなと考えておまして、先ほど説明申し上げたとおりであります。</p>
上野委員	<p>御案内のように私も3町で議員の代表が出てすり合わせをやっておったわけですが、非常にうまくいきませんで、現在頓挫をしておると。出口のないトンネルに入って、ますますそのトンネルが狭くなっておるのかなと感じております。このままで</p>

	<p>はどうにもならないのかなと思っております。何とかしたいとは思っておりますが、参考のために、これ個人的な話です。個人的な話ですが、町民の声からは余り人数が多いからうまくいかないんじゃないかといった指摘も受けます。それで、瀬戸、三崎、伊方が合併すると全く丹原町と同じ人口、多少10人や15人は違うが大体双方同じくらいの人口です。それを見ますと、議員は16名でやっております。職員はといいますと126名です。3町合わせたら269名、これも徐々には減っていくであろうと思えますけれども、そのようなことで個人的な意見でありますけれども、そういう経費節減のために合併するんだから、最初から思い切ったことをやるべきではないかというような意見も出ております。そういうことですので、何かの参考になるかどうかわかりませんが、個人的な意見としてお受け取りを願います。</p>
井上会長	はい。ほか御意見ございませんか。
	はい、どうぞ。
大久保委員	<p>上野委員さんは定数等個人的に踏み込んだわけでございますけれども、多分3町当時、私は代表者の4名に出ておりませんから、余り詳しい内容はわかりませんが、伊方町さんの提案により3町22名が妥当じゃないかという、そういう提案のもとで多分瀬戸町、三崎町も持ち帰って、その段階で諮ったと思います。今いろんな形で、あくまで個人的ですけれども、議員のいろんな変動がありますと、なお複雑な迷路に入ってやりにくい状況下になりかねないということも私個人、これも個人的ですけれど、そういう関連もございまして、余り事項を揺さぶらずに冷静に対応していただきたいと思いますが、よろしく願いをいたします。</p>
井上会長	<p>今の協議事項は合併協議のスケジュールと日程です。その他もございまして、一応このスケジュール及び合併協議会の日程につきましては、先ほど事務局長が言いましたように、不確定要素もありますので、幹事会に一任させていただきたいということでしたが、そういうことでよろしゅうございましょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

井上会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今後のスケジュール並びに第18回合併協議会の日程につきましては、幹事会に一任することといたしました。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>その他、何か御意見ございませんか。</p> <p>特にございませんかね。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長 協議会事務局長	<p>特にないようでございますので、以上をもちまして本日の議事をすべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして中元副会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
中元副会長	<p>第17回の協議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本協議会の冒頭の井上会長のごあいさつにもございましたように、重要な確認事項はほとんど決定を見ております。が、しかし、あと残っているこの議員の任期及び定数の取扱いとか、あるいは新町建設計画などが重要であり、かつまた非常に意思の統一が図りにくい難しい問題であろうと思います。我々よりも先行していたグループの中で伊予市、伊予郡あるいはきほく町あるいは宇和島市と3町の、あのような状況になってという事例もございますが、しかし我々3町はこれまで順調にこの協議の進行がなされていた。これは取りも直さず、この3町の地域の歴史的な人間関係がやはりそれなりの交流があり、密度があったという、そのことではなかるうかと思えます。したがって、せっかくもうここまで来た、あと一寸のところまで来ておりますので、これも井上会長が言っておられましたように、今後ますますこの問題についての皆様方の御協力、御指導をいただいて、そして地域住民の評価を受けることができるような、そういう形での仕上げに持っていきたいと思っておりますので、どうか皆様方の今後一層の御支援、御指導のほどをお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はお暑い中を御苦勞様でございました。ありがとうございました。</p>

協 議 会 事 務 局 長

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議の全日程を終了いたします。

一同御起立願います。礼。どうもお疲れ様でした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員